相談事例

ID: 03-02-046

相談タイトル

請求額が約束の金額と違っていたドアノブ交換工事について

Q:ご相談内容

入居している賃貸アパートのドアノブの取っ手が取れてしまった。外から閉めてしまうと開けられなくなってしまうなど緊急性を要したため、カギ業者から見積もりをとらず、口頭で「80,000円程度」という約束をし、大家さんに了承を得た上で工事をお願いした。先週請求書が届いたら、88,000円となっていた。80,000円程度と言うことを電話でも確認し、工事に来た工員にも確認している。書面や工事内訳等の書類はないが約束した費用と違うのはおかしいのではないか。減額の交渉はできるか。

A:回答

「80,000円程度」という表現であったとすると、ひとつは業者の方は税別価格で伝えた可能性があり、また、88,000円も「80,000円程度」に包含されると主張される事も考えられます。

80,000円という金額を支払額とするには、考え方の違いについて話合いを行う以外に方法はないと考えます。「80,000円程度」と言う金額が。緊急性のある工事であったとしても高いと考え、減額を求めるのであれば、他の業者から見積もりを採ったり、インターネット等で相場感を掴んだりしておき、減額の根拠となるものを用意した上で交渉を行う事になると考えます。いずれの場合も相手のあることですので、双方の解釈や考え方の相違が原因したことになりますので、譲歩できる部分も一定程度持ちながら交渉を進めることになると思います。